

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○土地改良区の定款の変更を認可し

告 示

福島県告示第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から平成二十三年五月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。

平成二十三年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)

福島県告示第二百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで平成二十三年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前	変更後
一般国道	白河市小田川字広谷地	A 八・五	延 長 (メートル) 九二八・二

た件
○道路の区域を変更する件 一六〇
公 告
○随意契約の相手方を決定した件 一六〇

公 告

公告第88号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の1第1項の規定により公告する。

平成23年5月27日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
49,875,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務課)

二九四号	二七番一地从先から 同 市大信増見字中沢 九三番一地从先まで	変更後	A 一五・〇〇 B 一五・〇〇 五九・〇〇	三六・五	九二八・二 九二六・二
------	--------------------------------------	-----	-----------------------------	------	----------------

(道路計画課)